正七位　寒河江　博
従六位に叙する（各通）
従七位に叙する（以上三月十一日）
正七位に叙する（以上三月十三日）
従七位に叙する（三月十三日）
従五位に叙する
正七位に叙する（以上三月十四日）
従六位に叙する
従七位に叙する（以上三月十五日）

○叙勲

（彦根市議会議員）
旭日双光章を授ける（各通）
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
旭日単光章を授ける（各通）（三月十日）
旭日小綬章を授ける
旭日双光章を授ける
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
旭日単光章を授ける（三月十二日）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月九日）
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十一日）
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月十四日）
瑞宝単光章を授ける（三月十五日）

石原　忠美
濱舘　有美
酒井田泰克
大谷　廣已
青山　幸暘
北村　剛一
市川　久二
小野寺洋一
大西　健一
前川　春夫
友利　清栄
荒川　正　附田　正
村上　二郎　吉田　正輝
田中　之繁
岡島　秀雄
大内　昭吉
三山　義雄
高橋　由二
片寄　高道　佐々木稔雄　山本　榮
伊東　孝二　大石　泰男　大江　行雄
大山　肇　岡田　眞澄　北村　繁
久下　幸男　菅原　久男　田村　盛澄
千葉　旨郎
國井　豊　小松尾昭洋　奈良　武
安藤　昭一　小田　治俊　齊藤　雄也
浅川　隆美　飯盛　啓治　加藤　英造
金子　長生　金田　泰彦　川田　静男
小久保民雄　兒玉　昭二　小林　孝司
立松　邦雄　原田　實　松永　茂
米川　昭司
浦井　裕章　大橋　孝道　鹿子嶋貞宣
梶山　登　齋藤　岩雄　杉山　喜一
谷中　敏雄
（名古屋大学名誉教授）　小豆野　実
宇野　勝久　大田　奨　澤田　勲
谷口　淳　田野代三郎　野島庄三郎
澤田　雄二　鈴木　司郎　内藤　修吉
（宮城県警部補）　操　清志
濱舘　有美　吉村　康男
吉備　健
大谷　廣已
青山　幸暘　北村　剛一
小野寺洋一

官庁報告

官庁事項

うるう秒の調整の公表について

平成11年郵政省告示第382号第7項第2号の規定によるうるう秒の調整が、平成27年7月1日に実施されるので下記のとおり公表する。

平成27年4月15日　総務大臣　山本　早苗

記

国際間の取決めに従い、協定世界時において平成27年7月1日午前0時0分0秒の直前に1秒の挿入を行うことでうるう秒の調整が実施される。

これに伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構は、標準時において平成27年7月1日午前9時0分0秒の直前に当該うるう秒の調整と同期して1秒の挿入を行う。

なお、標準時を示すタイムコードにおいて、挿入する秒及びその前後の秒の現示する時刻を、次のとおり呼称する。

平成27年7月1日　8時59分59秒
平成27年7月1日　8時59分60秒
平成27年7月1日　9時0分0秒

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者である滑川大一及び田島恵一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年4月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成27年4月24日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園1―5―32　労働委員会会館8階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別労働者災害補償保険制度	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による平成二十七年三月三十一日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

（一）平成二十五年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿

（二）平成二十六年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十六年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　神奈川県逗子市、大磯町、静岡県伊東市、富士市、焼津市、掛川市、下田市、松崎町、愛知県刈谷市、東海市、三重県津市、四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、木曽岬町、川越町、明和町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、徳島県阿南市、大分県佐伯市、臼杵市、宮崎県延岡市、串間市の一部

三　第一項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　山形県上山市、富山県高岡市の一部